

**CTC モバイル（EM）通信サービス契約約款
（データ通信編）
【廃止】**

平成29年5月18日
中部テレコミュニケーション株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このCTC モバイル（EM）通信サービス契約約款（データ通信編）（以下「約款」といいます。）により、CTC モバイル（EM）通信サービス（この約款においてはデータ通信に係るものをいいます。）を提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知および説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 CTC モバイル（EM）通信サービス	イー・アクセス株式会社（以下「特定MNO事業者」といいます。）のEMOBILE契約約款（データ通信編）に基づき提供される電気通信回線設備を使用して当社が行う電気通信サービス
4 サービス取扱所	(1) CTC モバイル（EM）通信サービスに関する業務を行う当社（特定MNO事業者を含みます。）の事業所等 (2) 当社の委託によりCTC モバイル（EM）通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所等
5 一般契約	当社からCTC モバイル（EM）通信サービスの提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの
6 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
7 定期契約	当社が定める期間において当社からCTC モバイル（EM）通信サービスの提供を受けるための契約
8 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
9 CTC モバイル（EM）契約	当社からCTC モバイル（EM）通信サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	一般契約者または定期契約者
11 CTC モバイル（EM）申込み	CTC モバイル（EM）通信サービスの申込み
12 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
13 移動無線装置	CTC モバイル（EM）契約に基づいて、わが国の陸上（河川、湖沼および沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
14 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための特定MNO事業者の電気通信設備
15 契約者回線	CTC モバイル（EM）契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
16 契約者識別番号	契約者を識別するための番号であって、CTC モバイル（EM）契約に基づいて当社がサービス契約者に割り当てるもの
17 EMchip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がCTC モバイル（EM）通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
18 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又

	は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 相互接続点	特定MNO事業者と特定MNO事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定MNO事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
22 協定事業者	特定MNO事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
23 契約者回線等	(1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社又は特定MNO事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
24 ユニバーサルサービス料	事業法に定められた「ユニバーサルサービス制度」に基づき、ユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するために拠出する基金
25 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 CTCモバイル（EM）通信サービスの種類

（CTCモバイル（EM）通信サービスの種類）

第4条 CTCモバイル（EM）通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
CTCモバイル（EM）通信サービス	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定MNO事業者であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス

第3章 契約

第1節 CTC モバイル（EM）通信サービスに係る契約の種別

（CTC モバイル（EM）通信サービスに係る契約の種別）

第5条 CTC モバイル（EM）通信サービスに係る契約には次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

第2節 一般契約

（契約の単位）

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

（CTC モバイル（EM）申込みの方法）

第7条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのCTC モバイル（EM）通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、一般契約の申込みをするものは、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

（契約申込みの承諾）

第8条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 一般契約の申込みをした者が当社のCTC モバイル（EM）通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (3) 一般契約の申込みをした者が、第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、CTC モバイル（EM）通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはCTC モバイル（EM）通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 当社（特定MNO事業者を含みます。）の業務の遂行上著支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) その他当社が適当でないと判断したとき。

（契約者識別番号）

第9条 CTC モバイル（EM）通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、CTC モバイル（EM）通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、CTC モバイル（EM）通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

（CTC モバイル（EM）通信サービスの利用の一時中断）

第10条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、CTC モバイル（EM）通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくCTC モバイル（EM）通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 一般契約者は、氏名、名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所または当社が別に定めた連絡方法により届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条(契約者識別番号)、第15条(当社が行う一般契約の解除)、第26条(EMchipの貸与等)、第31条(利用中止)および第32条(利用停止)に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 前2項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の契約事項の変更の届出があった場合、第7条(CTC モバイル(EM) 申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。

(一般契約に係わる契約の承継)

第12条 一般契約者が法人の合併もしくは分割(以下「相続等」といいます。)を伴うときは相続人等は一般契約の承継を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときの取扱いを次のとおりとします。
 - (1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてサービス取扱所に請求していただきます。
 - (2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 3 相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利および義務を承継します。
- 4 当社は第1項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 一般契約に係わる承継により新たにそのCTC モバイル(EM) 通信サービスの契約者になろうとする者がCTC モバイル(EM) 通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
 - (2) 一般契約に係わる承継により、新たにそのCTC モバイル(EM) 通信サービスの契約者になろうとする者が、第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(一般契約に係る契約の譲渡)

第13条 当社は一般契約の譲渡を承諾しません。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第14条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般契約の解除)

第15条 当社は、第32条(利用停止)の規定によりCTC モバイル(EM) 通信サービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第32条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、CTC モバイル(EM) 通信サービスの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。
- 4 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめ一般契約者にそのことを通知します。ただし、CTC モバイル(EM) 通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社(特定MNO事業者を含みます。)の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及

ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第16条 一般契約に関するその他の提供条件については、別記1に定めるところによります。

第3節 定期契約

(契約の単位)

第17条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第18条 定期契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのCTCモバイル(EM)通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

2 一般契約者または定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者または定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているCTCモバイル(EM)通信サービスに準じて取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第19条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 定期契約の申込みをした者が当社のCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条第1項に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (3) 定期契約の申込みをした者が、第32条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、CTCモバイル(EM)通信サービスの利用を停止されたことがあるときまたはCTCモバイル(EM)通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 当社(特定MNO事業者を含みます。)の業務の遂行上著支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) その他当社が適当でないと判断したとき。

(定期契約の区分)

第20条 定期契約に係る契約には次の区分があります。

- (1) 第1種定期契約
- (2) 削除
- (3) 第3種定期契約
- (4) 削除

(定期契約の満了)

第21条 第1種定期契約においては、その契約に基づいて当社がCTCモバイル(EM)通信サービスの提供を開始した日を含む料金月(その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新日を含む料金月、またその契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。)から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を契約が満了する日(以下「満了日」といいます。)とします。

区別	内容
第1種定期契約	12料金月

- 2 第3種定期契約においては、その契約に基づいて当社がGTCモバイル（EM）通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

区別	内容
第3種定期契約	24料金月

（定期契約の満了に伴う契約の変更等）

第22条 第1種定期契約者は、その満了日の翌日にその定期契約を更新します。その定期契約を更新するときは、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

- 2 第3種定期契約者は、料金表に別に定める場合を除いて、その満了日の翌日に一般契約に変更します。

（その他の提供条件）

第23条 定期契約における契約者識別番号、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、承継、譲渡、契約者が行う契約の解除および当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

- 2 定期契約に関するその他の提供条件については、別記1に定めるところによります。

第4章 削除

第24条 削除

第25条 削除

第5章 EMchipの貸与等

(EMchipの貸与等)

第26条 当社は、契約者に対し、EMchipを貸与します。この場合において、貸与するEMchipの数は、1のCTCモバイル(EM)契約につき1とします。

2 当社(特定MNO事業者を含みます。)は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEMchipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

第27条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEMchipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EMchipを貸与するとき。

(2) その他、当社のEMchipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条(契約者識別番号)第2項又は第53条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

(EMchipの情報消去および返還)

第28条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEMchipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEMchipの貸与に係るCTCモバイル(EM)契約の解除があったとき。

(2) その他、EMchipを利用しなくなったとき。

2 当社のEMchipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEMchipを当社が別に定める方法により、当社が指定するサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第26条(EMchipの貸与等)第2項の規定により、当社がEMchipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEMchipを返還するものとします。

(EMchipの管理責任)

第29条 EMchipの貸与を受けている契約者は、そのEMchipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EMchipの貸与を受けている契約者は、EMchipについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEMchipを利用した場合であっても、そのEMchipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EMchipの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(暗証番号)

第30条 契約者は、当社が別に定める方法により、EMchipに、EMchip暗証番号(そのEMchipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのEMchipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EMchip暗証番号を善良な管理者の注意義務をもって管理していただきます。

第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、CTC モバイル（EM）通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定MNO事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第36条（通信利用の制限）又は第37条（通信の利用を制限する措置）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社（特定MNO事業者を含みます。）は、その契約者回線について、その料金月におけるCTC モバイル（EM）通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にCTC モバイル（EM）通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条第1項の規定によりCTC モバイル（EM）通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（CTC モバイル（EM）通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、又は第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、サービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのCTC モバイル（EM）通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) CTC モバイル（EM）申込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条（一般契約者の氏名等の変更の届出）および第23条（その他の提供条件）の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 別記2若しくは3の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等（別記4に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (7) 別記5、6、7又は8の規定に違反したとき。

2 当社は、本条の規定によりCTC モバイル（EM）通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等を当社が別に定める方法によりその契約者に通知します。

ただし、第11条（一般契約者の氏名等の変更の届出）および第23条（その他の提供条件）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には、通知を行ったものとみなします。

また、前項第4号の規定により、CTC モバイル（EM）通信サービスの利用の利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 本条に基づきCTC モバイル（EM）通信サービスの利用停止がなされた場合でも、CTC モバイル（EM）契約が解除されるまでの期間のCTC モバイル（EM）通信サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第33条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第34条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第35条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社又は特定MNO事業者が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するCTCモバイル（EM）通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第36条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための通信利用の制限については、特定MNO事業者のEMOBILE通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとします。

(通信の利用を制限する措置)

第37条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又はCTCモバイル（EM）通信サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

この場合において、当社（特定MNO事業者を含みます。）は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社又は特定MNO事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 契約者が別記14に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。

(4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。

2 当社（特定MNO事業者を含みます。）は前項による規定のほか、CTCモバイル（EM）通信サービスに関して、次の処置をとることがあります。

(1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置。

3 当社（特定MNO事業者を含みます。）は、前2項による規定のほか、CTCモバイル（EM）通信サービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

第7章 料金等

第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第38条 当社が提供するCTCモバイル(EM)通信サービスの料金は、料金表第1表(CTCモバイル(EM)通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料等、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金およびユニバーサルサービス料とします。

2 削除

3 CTCモバイル(EM)通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線または付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりCTCモバイル(EM)通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、CTCモバイル(EM)通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのCTCモバイル(EM)通信サービスを全く利用することができない状態(そのCTCモバイル(EM)契約に係る電気通信設備(特定MNO事業者の電気通信設備を含みます。)による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのCTCモバイル(EM)通信サービスについての料金(ただし、ユニバーサルサービス料を除きます。)

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注)基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(パケット料金の支払義務)

第40条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。)について、料金表第1表第2(パケット通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。なお、算定に使用する情報量は、別記9の規定により基づいて測定します。

2 契約者は、パケット料金について、当社の機器(特定MNO事業者又は協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記10に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(定期契約に係る契約解除料の支払義務)

第41条 定期契約者は、満了日を含む料金月の翌料金月以外の日に定期契約の解除があったときは、料金表第1表第4(契約解除料)に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第42条 契約者は、CTC モバイル(EM)通信サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第43条 契約者は、料金表第1表第6(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第44条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその CTC モバイル(EM)契約の解除またはその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

第45条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 削除

第46条 削除

第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

第49条 削除

(契約者の維持責任)

第50条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社（特定MNO事業者を含みます。）の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社（特定MNO事業者を含みます。）が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社（特定MNO事業者を含みます。）の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第52条 当社は、当社又は特定MNO事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するものとし、その修理又は復旧の順位については、特定MNO事業者のEMOBILE通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとします。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第53条 当社は、当社又は特定MNO事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償等

(責任の制限)

第54条 当社は、CTC モバイル（EM）通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのCTC モバイル（EM）通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、CTC モバイル（EM）通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのCTC モバイル（EM）通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する基本利用料

(2) 料金表第1表第2（パケット料金）の（2）に規定するパケット通信料を減額して得た料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりCTC モバイル（EM）通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第55条 当社は、CTC モバイル（EM）通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第56条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社(特定MNO事業者を含みます。)の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第57条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 自営端末設備若しくは自営電気通信設備又はEMchipに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でCTCモバイル(EM)通信サービスを利用しないこと。

なお、別記14に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(法令に規定する事項)

第57条 CTCモバイル(EM)通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第58条 削除

(契約者に係る情報の利用)

第59条 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

なお、CTCモバイル(EM)通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱いについて」において定めます。

第60条 削除

(法令に規定する事項)

第61条 CTCモバイル(EM)通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第63条 削除

第64条 削除

第65条 削除

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその自営端末設備の接続を取りやめていただきます。

3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記2の規定に準じて取り扱います。

4 自営端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備規則（昭和60政省令第31）

5 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記5において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、特定MNO事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその自営端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱については、別記5の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱については、別記5の規定に準ずるものとします。

8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱については、別記6の規定に準ずるものとします。

9 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社（特定MNO事業者又は協定事業者を含みます。以下、別記10において同じとします。）の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

10 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱

(1) 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

11 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記11において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(ア) その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

(イ) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(ア) 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(イ) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

12 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記12において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(ア) その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

(イ) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

13 検査等のための自営端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 13 において同じとします。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記 2 又は 11 の規定に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく自営端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

14 CTC モバイル（EM）通信サービスの利用における禁止行為

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）
- (9) CTC モバイル（EM）通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他人になりすまして CTC モバイル（EM）通信サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
 - (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (15) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (16) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (17) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (18) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (20) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (21) 当社が提供する CTC モバイル（EM）通信サービスを、当社の承諾なしに契約者以外に提供する行為

15 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

16 管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

17 サービス区域

CTC モバイル（EM）通信サービスのサービス区域は、特定MNO事業者がEMOBILE通信サービス契約約款（データ通信編）において定めるサービス区域と同じとします。

18 長期契約割引の取扱い

契約者は、第3種定期契約を締結した際は、その契約毎にそれぞれ当社が指定する内容および条件で長期契約割引を受けることができます。

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 CTC モバイル (EM) 通信サービスの料金および工事に関する費用は、この CTC モバイル (EM) 通信サービス料金表 (以下「料金表」といいます。) に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 料金の計算は、この料金表に規定する税抜額 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) により行います。
- 3 当社は、契約者がその CTC モバイル (EM) 契約に基づき支払う料金のうち、利用料金およびパケット料金は料金月 (その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします。) に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本利用料の日割り)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金 (以下この項において「月額料金」といいます。) をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りではありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日、に、月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
 - (5) 第 39 条 (基本使用料等の支払義務) 第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第 2 項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 6 前項第 1 号から第 5 号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 39 条 (基本使用料等の支払義務) 第 2 項第 3 号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 7 第 4 項第 6 号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金および工事費について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 10 前項の場合において、料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、当社が請求することとなる料金、工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 13 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

(料金の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この料金表または約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 15 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金
第1 基本使用料等
1 適用

基本使用料等の適用については、第39条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用																
(1) EMchipの貸与料の適用	EMchipの貸与料は、基本利用料に含みます。															
(2) 基本使用料の料金種別の選択等	<p>ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、CTCモバイル（EM）通信サービスを提供します。</p> <p>イ CTCモバイル（EM）通信サービスには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約の種別</th> <th colspan="2">料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般契約</td> <td>7. 2Mデータプラン（基本）</td> <td>4 2Mデータプラン（基本）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期契約</td> <td>第1種定期契約</td> <td>1年とく割</td> <td>7. 2Mデータプラン（1年とく割） 4 2Mデータプラン（1年とく割）</td> </tr> <tr> <td>第3種定期契約</td> <td>2年割引M</td> <td>7. 2Mデータプラン（2年割引M） 4 2Mデータプラン（2年割引M）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 契約者はあらかじめ契約の種別および基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>エ 契約者は、本表(2)、(3)および(4)に規定する基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>	契約の種別		料金種別		一般契約		7. 2Mデータプラン（基本）	4 2Mデータプラン（基本）	定期契約	第1種定期契約	1年とく割	7. 2Mデータプラン（1年とく割） 4 2Mデータプラン（1年とく割）	第3種定期契約	2年割引M	7. 2Mデータプラン（2年割引M） 4 2Mデータプラン（2年割引M）
契約の種別		料金種別														
一般契約		7. 2Mデータプラン（基本）	4 2Mデータプラン（基本）													
定期契約	第1種定期契約	1年とく割	7. 2Mデータプラン（1年とく割） 4 2Mデータプラン（1年とく割）													
	第3種定期契約	2年割引M	7. 2Mデータプラン（2年割引M） 4 2Mデータプラン（2年割引M）													
(3) 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の適用	1 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。									
区分	基本使用料の適用															
1 7. 2Mデータプラン（基本）および4 2Mデータプラン（基本）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。															
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。															
(4) 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の適用	1 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。											
区分	基本使用料の適用															
1 7. 2Mデータプラン（1年とく割）および4 2Mデータプラン（1年とく割）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。															

	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。						
(5) 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の1年とく割に係る料金種別に変更します。</p>	区分	基本使用料の適用	1 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。	
区分	基本使用料の適用							
1 7. 2Mデータプラン（2年割引M）および4 2Mデータプラン（2年割引M）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。							
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。							

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区分	料金額（税抜額）
7. 2Mデータプラン（基本）	5,696円
4 2Mデータプラン（基本）	5,696円
7. 2Mデータプラン（1年とく割）	4,743円
4 2Mデータプラン（1年とく割）	4,743円
7. 2Mデータプラン（2年割引M）	4,743円
4 2Mデータプラン（2年割引M）	4,743円

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第40条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用															
(1) パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。														
(2) 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 2Mデータプラン（基本）</td> <td>（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>4 2Mデータプラン（基本）</td> <td>（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>7. 2Mデータプラン（1年とく割）</td> <td>（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>4 2Mデータプラン（1年とく割）</td> <td>（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>7. 2Mデータプラン（2年割引M）</td> <td>（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>4 2Mデータプラン（2年割引M）</td> <td>（1）に規定した料金額</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	7. 2Mデータプラン（基本）	（1）に規定した料金額	4 2Mデータプラン（基本）	（1）に規定した料金額	7. 2Mデータプラン（1年とく割）	（1）に規定した料金額	4 2Mデータプラン（1年とく割）	（1）に規定した料金額	7. 2Mデータプラン（2年割引M）	（1）に規定した料金額	4 2Mデータプラン（2年割引M）	（1）に規定した料金額
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額														
7. 2Mデータプラン（基本）	（1）に規定した料金額														
4 2Mデータプラン（基本）	（1）に規定した料金額														
7. 2Mデータプラン（1年とく割）	（1）に規定した料金額														
4 2Mデータプラン（1年とく割）	（1）に規定した料金額														
7. 2Mデータプラン（2年割引M）	（1）に規定した料金額														
4 2Mデータプラン（2年割引M）	（1）に規定した料金額														

2 料金額

2-1 CTC モバイル（EM）通信サービスに係るもの

区分	料金額（税抜額）	
パ ケ ツ ト 通 信 料	7. 2Mデータプラン（基本）	1 課金対象パケットごとに0.01円
	4 2Mデータプラン（基本）	1 課金対象パケットごとに0.01円
	7. 2Mデータプラン（1年とく割）	1 課金対象パケットごとに0.01円
	4 2Mデータプラン（1年とく割）	1 課金対象パケットごとに0.01円
	7. 2Mデータプラン（2年割引M）	1 課金対象パケットごとに0.01円
	4 2Mデータプラン（2年割引M）	1 課金対象パケットごとに0.01円

第3 削除

第4 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第41条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用							
(1) 契約解除料の支払いを要する場合	<p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月以外の日定期契約の解除があったとき。</p> <p>イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1表第4（契約解除料）2に規定する契約解除料の支払いを要します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約解除料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約</td> </tr> <tr> <td>第3種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イに定める場合、当社は、そのあらたに契約を締結した日を含む料金月の翌料金月からあらたに締結した契約の基本使用料の料金種別を適用します。</p>	契約解除料の適用		第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約	第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約
	契約解除料の適用						
第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約						
第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約						
(2) 契約解除料の支払いを要しない場合	<p>契約者は、次の場合には、料金表第1表第4（契約解除料）2に規定する契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月に第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第1項の規定に基づき更新または料金表第1表第1（基本使用料）1(5)エの規定に基づき変更された第1種定期契約の解除があったとき。</p>						

2 料金額

2-1 第1種定期契約

		料金額（税抜額）
第1種定期契約	1年とく割	3,000円

2-2 削除

2-3 第3種定期契約

		料金額（税抜額）
		第3種定期契約
		2年割引M
経過期間	ご利用開始月	32,000円
	1ヶ月	32,000円
	2ヶ月	30,667円
	3ヶ月	29,334円
	4ヶ月	28,000円
	5ヶ月	26,667円
	6ヶ月	25,334円
	7ヶ月	24,000円
	8ヶ月	22,667円
	9ヶ月	21,334円
	10ヶ月	20,000円
	11ヶ月	18,667円
	12ヶ月	17,334円
	13ヶ月	16,000円
	14ヶ月	14,667円
	15ヶ月	13,334円
16ヶ月	12,000円	

	17ヶ月	10,667円
	18ヶ月	9,334円
	19ヶ月	8,000円
	20ヶ月	6,667円
	21ヶ月	5,334円
	22ヶ月	4,000円
	23ヶ月	2,667円
	24ヶ月	1,334円

2-4 削除

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第42条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>CTC モバイル (EM) 通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>EM chip再発行手数料</td> <td>EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	CTC モバイル (EM) 通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内容					
契約事務手数料	CTC モバイル (EM) 通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

料金種別	単位	料金額 (税抜額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円
EM chip再発行手数料	1 請求ごとに	2,000円

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第43条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 （ア）料金月の末日に契約の解除があったとき。 イ ユニバーサルサービス料については、日割り計算を行いません。

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区分	料金額（税込額）
ユニバーサルサービス料	2円

第2表 工事に関する費用

特定事業者のEMOBILE通信サービス（データ通信編）に規定する料金額と同額とします。

附則

(実施期日)

この約款は、平成24年6月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(確定債務への減額措置の適用)

2 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、平成29年5月18日に廃止します。

(経過措置)

2 この約款廃止実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったCTCモバイル(EM)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。